平成２２年（フ）第９２９号
神奈川県秦野市曽屋727番地の６　富士見台ハイツ１の３
債務者　油井千恵子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９６１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥４丁目12番地の１　大上荘202号
債務者　荒井　せき（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２０５号
新潟県新発田市東新町３丁目８番４号　モンパレス新潟新発田第７
債務者　本間　美嗣
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５１３号
愛知県一宮市瀬部字上之郷22番地８
債務者　松本　康一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第５４３号
愛知県一宮市平和３丁目10番地２
債務者　大下田隆弘
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１１０２号
大阪府和泉市伏屋町２丁目17番66号
債務者　小林　道夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１０５号
大阪府泉南郡熊取町大久保北１丁目１番26号、前住所大阪府泉南郡熊取町小垣内３丁目５番43号
債務者　黒田　雅美（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１１４号
大阪府阪南市黒田48番地の１―1008号
債務者　笹内　新司
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第１１２８号
大阪府泉大津市条南町３番５号
債務者　松本こと山本こと　文　百合子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１１号
大阪府泉南市男里５丁目13番９号201、前住所大阪府泉南市男里６丁目15番２―A1117号
債務者　大屋　尚美（旧姓上中）
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番54―202号
債務者　中島　正美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
大阪府和泉市唐国町２丁目13番77―102号、前住所大阪府和泉市池田下町1133番地の６
債務者　那須　辰也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大阪府和泉市いぶき野４丁目４番３―105号
債務者　大家　秀夫
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７号
大阪府泉佐野市南泉ケ丘１丁目７番11号
債務者　栗野　初江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３号
大阪府和泉市箕形町１丁目４番62―212号
債務者　下原　京子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
大阪府和泉市のぞみ野２丁目1378―２、住民票上の住所大阪府岸和田市並松町９番20号
債務者　中浜　和子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
大阪府泉南郡田尻町吉見849番地町営砂山住宅304号室
債務者　花枝　展江
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係